

仕 様 書

- 1 件名
企業間連携交流会・分科会企画運営業務委託
- 2 履行期間
契約締結日から令和3年3月31日まで
- 3 履行場所
分科会：リーブラホール（港区芝浦1-16-1みなとパーク芝浦内）（定員：200名）
交流会：みなとパーク芝浦内施設（定員：60名程度）
上記以外の会場を使用する場合は、発注者と協議の上、同規模程度の会場を決定すること。
ただし、成果品の提出場所は、港区役所3階産業振興課産業振興係とする。
- 4 業務実施計画書の提出
受注者は業務実施に当たり、日時、方法、業務責任者氏名、作業人員等を記載した業務実施計画書を提出し、発注者の承認を得ること。
- 5 業務内容
 - (1) 分科会・交流会の企画・開催及び参加企業のニーズの把握
企業間連携に対する理解を深め、具体的な連携を促進するとともに、企業間連携・産学連携等へ繋がるのが期待できる技術シーズ及び先端事例の発表を行う。以下の項目に掲げる事項を行うこと。
 - ア 企画案の作成：セミナーのテーマ、内容、講師を含めた企画案の作成
企画案の作成に当たっては、参加企業のニーズに対応したテーマ及び講師を提示すること。
 - イ 周知用チラシ（A4 カラー・500部）の作成及び納入
周知用チラシについては、データ（Microsoft Office を使用、記録媒体はCD-ROM または DVD-ROM）もあわせて提出すること。
 - ウ 分科会プログラム及び配布資料（A4 白黒又はカラー・200部）の作成
 - エ 当日の会場設営と撤収、受付、資料配布、進行に係る業務
 - オ 参加企業のニーズの把握
セミナーにおいてアンケート調査を行い、企業のニーズを調査・把握し、効果的な分科会の企画・運営につなげること。
 - カ 大学等との連携
大学等と共催で分科会・交流会を開催することになった場合、共催先と協

働して事業を運営すること。

(2) フォローアップ調査の実施及びマッチング事例の紹介パンフレットの作成

平成22年度から実施している本事業への参加企業に対してマッチング事例の募集をし、案件について返答があった企業に対し、訪問してマッチングの結果のヒアリングと掲載内容の相談を行う。8月頃に結果をまとめたパンフレットを発行する。

ア 事例は社名、製品・サービスの内容、マッチングした内容等を掲載すること。なお、連携の一方が港区の企業であること。

イ A4 1 ページに事例 2、3 件を掲載、両面カラー刷りとする。500 部作成すること。

ウ 事業終了後、使用した企業データをすべて発注者に引き渡すこと。

(3) コーディネーターによる連携支援

企業間・産学官等の連携を検討している企業（区内企業）から申し出があった場合は、コーディネーターを随時派遣し、個別支援を実施すること。

ア コーディネートの実施

受注者は、コーディネーターを配置し、随時、事業者からの電話・メール等による相談を受け、具体的なアドバイス、シーズ情報の提供ならびに連携支援、各種支援機関の制度や大学等研究機関の紹介を行うこと。

イ 分科会・交流会の参加者（区内企業）から、連携の相談等があった場合には、コーディネーターを配置し個別支援を実施すること。

ウ 必要に応じ、企業訪問または連携先訪問を実施すること。

エ 連携支援事業のパンフレットを作成すること（A4 カラー・500 部）。発注者と協議の上、マッチング紹介事例のパンフレットとまとめることも可とする。

オ コーディネーターについては、産学連携、企業間連携に対して専門性と実績のある人材を配置すること。

6 報告書

受注者は、交流会・分科会は、開催の都度、結果報告書を作成し発注者に提出すること。なお、開催の都度、実施内容がわかる記録写真も合わせて発注者に提出すること。また、コーディネーターによる連携支援については、令和3年3月31日までに実績報告書を発注者に提出すること。なお、データ（Microsoft Office を使用、記録媒体は CD-ROM または DVD-ROM）もあわせて提出すること。

7 留意事項

(1) 分科会・交流会の実施場所は、原則として発注者が区有施設を手配する。ただし、区有施設が確保できない場合、受注者が手配し、経費を負担すること。

- プロジェクターや放送設備については、原則的に受注者が用意すること。
- (2) 受注者は法人、団体、国・地方公共団体等の有するメーリングリストや後援名義等の活用及び、受注者が独自に情報を所有する事業者に対する周知・広報により、参加者拡大に努めること。
 - (3) 事業に伴って作成された文書類の著作権は発注者が有するものとする。

8 支払方法

契約代金は、すべての業務の履行確認後、受注者からの請求に基づき一括で支払うこととする。

9 受注者の責務等

- (1) 受注者の責務において、区民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講ずること。
- (2) 受注者は、常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上適宜報告すること。
- (3) 受注者は、関係法令等を遵守し、その適用及び運用は、受注者の責任において適切に行うこと。
- (4) 受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (5) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱」の趣旨を踏まえ、適切な対応を図ること。
- (6) 受注者は、「港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を遵守すること。また、ハラスメントが発生した場合は、発注者と連携して適切に対応すること。
- (7) 受注者は、本契約の履行に当たり、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守り、あらゆる差別をなくすために適切な対応を図ること。
- (8) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」（平成9年港区条例第42号）第9条に規定するみなとタバコルールを遵守すること。
- (9) 受注者は、本契約の履行に当たり、地球温暖化防止のため、省エネルギー対策に努めること。

10 環境により良い自動車利用

- (1) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能

- な自動車利用に努めること。
- (2) 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。
 - (3) 適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
 - (4) 本契約の履行に当たって観光バスを使用する場合は、「観光バスの環境性能表示に関するガイドライン（平成21年3月27日付改正20環車規第837号）」に規定する評価基準Aランク以上の車両を供給すること。

11 その他

本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上決定する。

12 担当

港区産業・地域振興支援部産業振興課産業振興係（担当 田中）
電話（代）3578 - 2111 内線 2553 ファクシミリ 3578 - 2559